

	対応指針（平成 18 年 5 月 18 日付 18 産労農振第 186 号）	対応指針の運用（平成 18 年 5 月 18 日付 18 産労農振第 238 号）
基本認識・目的	<p>1 遺伝子組換え作物の栽培に対する基本認識</p> <p>遺伝子組換え技術は、将来の食糧確保や農薬等の化学物質の削減による環境負荷の低減などに寄与する可能性などが期待されており、研究開発が行われている。このような研究により作り出された遺伝子組換え作物は、国が環境に与える影響や食品としての安全性等の評価を法令等に基づき実施しており、国が栽培を承認した遺伝子組換え作物は、都内でも栽培が可能となっている。</p> <p>一方、現状では、多くの都民が遺伝子組換え作物を使った食品を食べることに不安を抱いている。また、遺伝子組換え作物を栽培する場合、地域への適切な情報提供や周辺作物との交雑防止措置など、一定のルールに基づく配慮がなければ、地域で混乱が起こる可能性がある。</p> <p>このため、都は、消費者である都民の不安を取り除くとともに、都内の農業振興を図る立場から、この指針を策定した。</p> <p>2 指針策定の目的</p> <p>この指針は、遺伝子組換え作物の栽培によって生じる一般農作物との交雑と収穫後の混入、またこれらに伴う経済的被害など、生産・流通上の混乱を未然に防止し、都内産農産物が今後も引き続き都民の信頼を得ていくことを目的とし、遺伝子組換え作物の栽培に係る都の対応を定めたものである。</p>	<p>1 目的</p> <p>この規定は、都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針（平成 18 年 5 月 18 日付 18 産労農振第 186 号。以下「対応指針」という。）の実施について必要な事項を定める。</p>
定義・範囲	<p>3 定義</p> <p>この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「遺伝子組換え作物」とは、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する遺伝子組換え生物等であつて、作物その他の栽培される植物であるものをいう。</p> <p>(2) 「遺伝子組換え作物の栽培」とは、遺伝子組換え作物の法第 2 条第 5 項に規定する第一種使用等による栽培をいう。</p> <p>(3) 「一般ほ場での栽培」とは、次項の「隔離ほ場での試験研究栽培」以外の遺伝子組換え作物の栽培をいう。</p> <p>(4) 「隔離ほ場での試験研究栽培」とは、法に基づき試験研究機関等が都内の隔離ほ場で行う遺伝子組換え作物の試験研究栽培をいう。</p> <p>4 指針適用の範囲</p> <p>この指針の適用範囲は、遺伝子組換え作物の栽培であつて、法第 2 条第 6 項による第二種使用等（施設、設備その他の構造物の外の大気、水又は土壌中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図をもって行う使用等）については除外する。</p>	
評価委員会	<p>5 指導方針</p> <p>(1) 評価委員会の設置</p> <p>ア 都は、都職員以外の有識者による評価委員会を設置し、その意見を聞いて指導基準を設定し、これに基づき遺伝子組換え作物の栽培をしようとする者に対する指導を行うものとする。</p> <p>イ 都は、指導にあたっては、評価委員会の意見を聞くことができるものとする。</p>	<p>2 評価委員会</p> <p>(1) 都は、東京都遺伝子組換え作物の栽培に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）を次項の意見を聞くため、設置するものとする。</p> <p>なお、設置に関することについては、別に定めるものとする。</p> <p>(2) 評価委員会は、遺伝子組換え作物の栽培に関する次の各項について見解を示すものとする。</p> <p>ア 東京都の指導基準に関すること</p> <p>イ 栽培計画書に関すること</p> <p>ウ 交雑・混入の防止に関すること</p>

		<p>エ 交雑の有無を確認する方法に関すること オ 交雑・混入が生じた場合に関すること カ 交雑・混入による経済的被害に関すること キ その他必要な事項</p>
<p>一般ほ場での栽培</p>	<p>(2) 一般ほ場での栽培への指導 ア 都は、都内において一般ほ場での遺伝子組換え作物の栽培をしようとする者に対して事前に情報提供を求め、以下の事項について指導する。 (ア) 栽培予定ほ場近隣の住民や農業者等を対象とした、栽培について理解を得るための事前説明会の開催 (イ) 非組換え作物との交雑防止措置及び収穫後の混入防止措置の実施 (ウ) 交雑・混入が生じた場合の措置や交雑・混入による経済的被害^{*1}への対応方法及びこれらに対する責任者の明示 (エ) 上記(ア)～(ウ)の事項を記載した栽培計画書の都への事前提出 イ 都は、評価委員会の意見を聞き、提出された栽培計画書の妥当性を判断し、必要に応じて指導を行う。</p>	<p>3 一般ほ場での栽培</p> <p>(1) 事前の情報提供 都は、一般ほ場での栽培をしようとする者（以下「一般ほ場での栽培予定者」という。）に対し、第4（説明及び説明会等の開催）の前に都への情報提供を求める。</p> <p>(2) 説明及び説明会等の開催 都は、一般ほ場での栽培予定者に対し、第5で定める栽培計画書の提出前までに、次の団体及び住民等に対し説明又は説明会の開催を行うよう求めるものとする。 ア 栽培を予定するほ場のある区市町村及びその地域を管轄する農業委員会、農業協同組合、生産者団体等 イ 栽培を予定するほ場の近隣の住民や農業者</p> <p>(3) 栽培計画書の提出 ア 都は、一般ほ場での栽培予定者に対し栽培開始の60日前までに栽培計画書（別記第1号様式）を提出するよう求めるものとする。 イ 栽培計画書には次の事項を記載し、遵守するよう求めるものとする。 (ア) ほ場等ごとの遺伝子組換え作物の栽培を適正に管理する責任者（以下「管理責任者」という。）の設置 (イ) 交雑・混入防止措置の実施 (ウ) 栽培する遺伝子組換え作物名、栽培期間、栽培面積など遺伝子組換え作物の栽培ほ場であることを記載した標識の設置 (エ) 遺伝子組換え作物の栽培に係る作業、収穫後の作物の処理、収穫物の出荷等に関する状況の記録と保管 (オ) 栽培する遺伝子組換え作物と一般作物との交雑の有無を確認するための措置 ウ 都は、栽培計画書に不備があった場合、栽培予定者に対し必要な情報を求めることができるものとする。</p> <p>(4) 栽培に対する指導 都は、「評価委員会」に対し、提出された栽培計画書に対する意見を聞き、見解や指導方法を決定するものとする。</p> <p>(5) 栽培計画書の変更等 ア 都は、3の(3)の計画書を提出した者（以下「提出済み栽培者」という。）に対し、提出した栽培計画書の内容に変更が生じたときは変更栽培計画書（別記第2号様式）の提出を求めるものとする。 イ 都は、提出された変更栽培計画書の変更事項を確認のうえ、必要がある場合は評価委員会に意見を求めるものとする。 ウ 都は、提出済み栽培者に対し、遺伝子組換え作物の栽培を休止または廃止した場合、速やかにその旨の報告を求めるものとする。（別記第3号様式）</p> <p>(6) 交雑防止措置及び混入防止措置 都は、一般ほ場での栽培予定者に対し、隔離距離の設定や摘花などによる花粉飛散防止等の「交雑防止措置」及び収穫作業以降使用する機械器具類や収穫物の分別管理等の「混入防止措置」を求めるものとする。また、モニタリング調査を実施して、交雑の有無を確認するよう指導する。</p> <p>(7) 栽培の終了時 都は、栽培計画書に記載した栽培が終了した時は、遅滞なく交雑の有無の確認結果を都へ報告するよう求める。なお、交雑・混入が生じた場合、または生じた可能性がある場合は、速やかにその拡大を防止するために必要な措置を講じ、その状況を都に報告するよう求めるものとする。</p>

<p>隔離ほ場での試験研究栽培</p>	<p>(3) 隔離ほ場での試験研究栽培への指導 都は、都内において隔離ほ場での遺伝子組換え作物の試験研究栽培をしようとする者に対し、事前に都への情報提供を求める。 また、試験研究栽培については「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に準拠するとともに、交雑・混入が生じた場合の措置や交雑・混入による経済的被害への対応方法等を定めるよう指導する。</p>	<p>4 隔離ほ場での試験研究栽培</p> <p>(1) 都は、都内の隔離ほ場で試験研究栽培をしようとする者に対し、遺伝子組換え作物の栽培開始60日前までに試験研究の概要等の情報提供を求めるものとする。 (2) 都は、都内の隔離ほ場で試験研究栽培をしようとする者に対し、次の対応を求めるものとする。 ア 農林水産省管轄試験研究機関 「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に基づくとともに、交雑・混入が生じた場合の措置や交雑・混入による経済的被害への対応の方策を策定する。 イ その他の研究機関 「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に準拠した事項と、交雑・混入が生じた場合の措置や交雑・混入による経済的被害への対応方法を含むガイドライン等を策定する。</p>
<p>その他の栽培</p>	<p>(4) 事前に情報提供のない栽培への対応 都に事前情報提供なく遺伝子組換え作物を栽培していることが判明した場合、都は栽培者に対し上記の(2)又は(3)と同様の対応を行うよう指導する。</p>	
<p>公表</p>	<p>(5) 公表 都は、上記(2)の栽培計画書及び(3)の概要、さらに(4)に関する指導状況等について随時公表する。</p>	<p>7 公表</p> <p>(1) 都は、一般ほ場での栽培予定者が栽培計画書を提出した場合及び隔離ほ場で試験研究栽培をしようとする者から情報提供があった場合については、栽培計画書あるいは試験研究の概要並びに指導の状況について公表する。 (2) 都は、都の指導に対応せずに遺伝子組換え作物を栽培していることが判明した場合については、都の指導の状況を公表する。 (3) 都は、公表にあたっては、東京都個人情報保護条例を遵守するものとする。</p>
<p>都の取組</p>	<p>6 都の取組</p> <p>(1) 都の施策の方向 ア 都の試験研究 遺伝子組換え作物の研究については、当面、食用作物は対象としない。 イ 農業振興施策 都内産農産物の「安全・安心」を確保するための施策を推進するとともに、将来に向けて遺伝子組換え作物との「共存」^{※2}施策を検討していく。 ウ 情報収集及び情報提供 区市町村、農業団体等の協力を得て遺伝子組換え作物の栽培に関する情報収集に努めていく。 また、遺伝子組換え作物等について、積極的に情報提供を行い、都民の間での論議を深めるとともに、風評被害の防止に努め、食や農に対する知識や理解を高めていく。</p>	<p>5 遺伝子組換え作物の栽培に対する都の対応</p> <p>(1) 都は、遺伝子組換え作物の栽培状況等を、栽培する者の協力を得て、適宜調査・確認するものとする。 (2) 都は、一般農産物との交雑または混入を防止するために必要があると認めるときは、遺伝子組換え作物を栽培する者に対し、必要な指導を行うものとする。 (3) 都は、遺伝子組換え作物と一般農作物との交雑の有無を確認するため、遺伝子組み換え作物を栽培するほ場の周辺農家から要請があった場合など必要に応じて検査等を実施する。</p>

連絡協議会	<p>エ 連絡協議会の設置 情報の共有のあり方、相互理解の方法、リスクコミュニケーションの方法等への対応策を協議するため、学識経験者、農業者、消費者及び行政で構成する連絡協議会を設置する。</p>	<p>6 連絡協議会の設置</p> <p>都は、遺伝子組換え作物に係る次の各項への対応について協議するため、連絡協議会を設置する。 なお、設置に関することについては、別に定めるものとする。</p> <p>(1) 情報の共有のあり方について (2) 相互理解の促進について (3) リスクコミュニケーションの方法や対策について (4) その他必要な事項</p>
国への要望	<p>(2) 国への要望 以下の事項について、国へ要望していく。</p> <p>ア 一般ほ場における遺伝子組換え作物の栽培指針を策定すること イ 「第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針」に経済的被害への対応の考え方を追加するとともに、大学等の実験施設にも適用させること ウ 非組換え作物との交雑など周辺環境への影響に関する調査・研究を充実し、その情報を積極的に提供すること</p>	
その他	<p>7 その他</p> <p>(1) 具体的な実施内容 この指針の実施に関し必要な事項は、別途定める。</p> <p>(2) 指針の見直し この指針は、今後の自然科学的知見や社会状況の変化に応じ、随時、見直しを図っていく。</p>	<p>8 その他</p> <p>この運用に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>
附則・注釈	<p>附則</p> <p>この指針は、平成18年5月18日から施行する。</p> <p>※1 経済的被害とは、 交雑・混入した一般農作物の除去や回収処理、当該作物の栽培にかかった経費等の、直接的経費を指す。風評被害については、因果関係、被害の範囲と立証が困難なことから、ここでいう経済的被害には含まない。</p> <p>※2 「共存」とは、 遺伝子組換え作物、非組換え作物、有機農産物のいずれの栽培も農業者が選択できる自由を保障するとともに、消費者にも作物を選択する自由を保障するという考え方。 EUでは遺伝子組換え作物の栽培を容認するにあたり「共存に関するガイドライン」が2003年にEU委員会で策定された。ガイドラインでは①種子の純粋性を確保する。②遺伝子組換え作物、非組換え作物、有機農業が相互に経済的損失を受けることのないようにする。③共存のための追加的費用が発生した場合には、新たな形態の農業を導入する側が負担する。など共存の方策が示された。</p>	<p>附則</p> <p>1 この指針は、平成18年5月18日から施行する。</p> <p>2 都に栽培計画書が提出された場合であっても、交雑・混入による経済的被害が発生した場合の責任については、遺伝子組換え作物を栽培した者が負うべきと考える。経済的被害の認定や賠償内容については、最終的に司法の場で判断されるものであり、行政の指針によって免責が与えられるものではない。</p> <p>3 一般ほ場での栽培について、評価委員会等の体制が整うまでの当面の間は、食用作物に交雑するおそれのある遺伝子組換え作物については、これを栽培しないよう指導する。</p>